



中部電力

みなさまへ

浜岡原子力発電所1・2号機の廃止措置計画について、お知らせいたします。

当社は、昨年12月、浜岡原子力発電所1・2号機の運転終了および6号機の建設などを内容とする浜岡原子力発電所リプレース計画等を取りまとめ公表しました。浜岡原子力発電所1・2号機は本年1月30日をもって運転を終了し、6月1日に廃止措置計画認可申請書を国へ提出しました。

廃止措置計画認可申請とは何ですか。

■運転を終了した原子力発電所は、解体撤去し廃棄物の処分などを行います。これを廃止措置といっています。

■廃止措置計画認可申請は、廃止措置を安全かつ確実に行うための計画(廃止措置計画)について、法律に基づき国に申請するものです。

■今回の申請では、廃止措置期間全体にわたる基本方針や、至近数年間の解体工事準備期間中(第1段階)に実施する工事内容・安全確保対策などについて国の審査を受けます。

廃止措置はどのように進めようのですか。

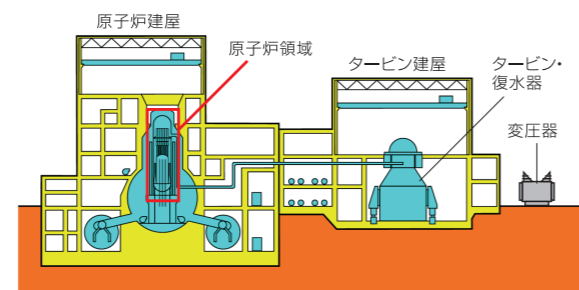
■廃止措置は、大きく4段階に区分して実施します。当面の第1段階では、放射性廃棄物が発生する設備の解体は行いません。

■廃止措置工程(概略)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
解体工事準備期間	原子炉領域周辺設備解体撤去期間	原子炉領域解体撤去期間	建屋等解体撤去期間
平成21~26年度	平成27~34年度	平成35~41年度	平成42~48年度

燃料の撤出、設備の放射能レベルの調査、配管などに付着している放射性物質の除去、放射性廃棄物が発生しない設備の解体などを実施します。

■原子力発電所のイメージ断面図



原子炉領域…原子炉容器および原子炉を取り囲む放射線遮蔽体を含む領域
原子炉領域周辺設備…原子炉領域以外の設備(タービン建屋内の設備など)
放射性廃棄物が発生しない設備…変圧器など

安全に実施できるのですか。

■廃止措置は、安全確保を最優先に、法令を遵守して実施していきます。

■安全確保に必要な設備は、運転時と同様に、点検や検査を行い、機能・性能を適切に維持管理します。

■作業従事者の放射線防護および放射性物質の施設内外への漏えい・拡散防止を適切に実施します。また、周辺環境に影響がないことを確認するため、運転時と同様に周辺の放射線モニタリング(測定・監視)を行います。

廃棄物はどのように処分するのですか。

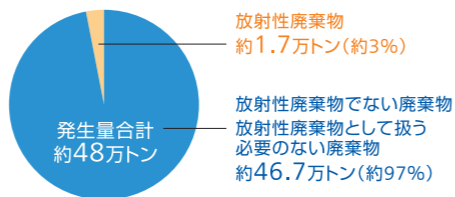
■廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物は、放射能レベルなどに応じた処理を行い、廃止措置が終了するまでに処分します。

■廃棄先は、原子炉領域周辺設備の解体撤去(第2段階)を実施するまでに定め、廃止措置計画に反映し認可を受けます。

■放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物*および放射性廃棄物でない廃棄物は、可能な限り再利用するか、産業廃棄物として適切に処分します。

*放射能レベルが極めて低く、人の健康への影響を無視できる廃棄物

■廃止措置期間中に発生する廃棄物の推定発生量



*発生量は、推定値です。放射能レベルの調査結果により変動します。

6号機および使用済燃料乾式貯蔵施設の建設計画については、本年4月より、基本検討を行うための地質調査などを実施しています。6号機については、平成30年代前半の運転開始、使用済燃料乾式貯蔵施設については、平成28年度の使用開始を目標に建設したいと考えています。

■第2段階以降の具体的な工法や手順などについては、今後、計画の進捗に応じて段階的に検討を進め、廃止措置計画に反映し認可を受けて実施する方針です。

当社は、今後とも安全の確保を第一に、浜岡原子力発電所を運転していくとともに、引き続き原子力発電への積極的な取り組みを進めてまいります。これまで同様、みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



■浜岡原子力発電所

中部電力株式会社

浜岡地域事務所 総括・広報グループ
〒437-1695 静岡県御前崎市佐倉5561
TEL:0537-86-3481(代表) 8:30~17:10 土日・祝日除く

静岡支店 広報グループ
〒420-8733 静岡県静岡市葵区本通二丁目4-1
TEL:054-273-9004(直通) 8:30~17:10 土日・祝日除く

浜岡原子力発電所に関する情報はホームページでもお知らせしております。

<http://www.chuden.co.jp>

※この内容は平成21年6月1日の状況をもとに作成しています。